

【働き方改革検定】「オンライン・ライブ受験」と「公開会場」で開催、受験方法が選択できます。

第7回

認定ハラスメント相談員Ⅰ種試験

令和2年6月労働施策総合推進法の改正により
職場のパワーハラスメント対策が義務化されました

【GO TO 資格キャンペーン】

- ◆試験申込者様に、「対策 WEB 模擬テスト」を100円で販売しています
- ◆「対策ビデオ講座」を5,000円割引で販売中。詳しくはホームページまで

「相談窓口の設置」と、「ハラスメント相談員（カウンセラー）の配置」は、ハラスメント防止のために、事業主が講ずべき「必須の措置」であり、ハラスメント防止の第1歩です。しかしながら、一般的に現状では「適切かつ有効な実施を図る」ための相談体制の整備は不十分と言わざるを得ません。相談員教育と、相談員配置の告知を徹底し、真に相談できる体制の整備を図らなければなりません。

●試験概要

試験日程

2021年 **1月31日（日）**

◎午前試験 10:00 ~ 12:15
(選択式設問)

◎午後試験 14:00 ~ 15:45
(記述式設問)

オンライン・ライブ受験も同時刻に実施いたします。

申込期間

2020年 **12月10日（木）まで**

※会場には定員があり、締切前に申込が終了となる場合がございます。

検定料 **18,000円**（税抜）

※試験を10名以上同時に申し込まれますと割引価格がご利用いただけます。
31名以上同時にお申し込みをされる場合は、当協会までお電話ください。

合格基準 午前試験・午後試験ともに70%以上

出題数・形式等

出題数・形式

午前試験	選択式設問	67問程度	計70問程度
午後試験	記述式設問	2~3問程度	

※出題数・形式は変更となる場合があります。

●認定ハラスメント相談員Ⅰ種試験とは？

「ハラスメント相談員」（カウンセラー）は、各種ハラスメントに関する正しい知識を必要とします。また、相談者に寄り添って話をよく聞き、正しい対応を行う能力が必要です。

本試験は午前と午後に分けて開催されます。午前の部は選択式、午後の部は記述式となります。午前中の試験は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等に関する広い知識が問われます。ハラスメントの現状の調査データ、事業主に義務付けられた措置、各種のハラスメント防止対策、相談者・行為者への対応、事案発生時の調査、ハラスメント関連裁判の判例、相談員の実務などが対象となります。

午後の試験では相談員に必須の実務である「具体的な相談事例」について「相談回答」を作成して頂きます。

●試験会場 オンライン・ライブ受験か公開会場受験を選択できます

- ◆全国 オンライン・ライブ受験
- ◆東京 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
- ◆名古屋 愛知東邦大学
- ◆大阪 大阪経済大学
- ◆福岡 アクロス福岡

※新型コロナウイルスの状況により会場は大幅に変更となる場合があります。
最新情報はホームページを必ずご確認ください。

お申込みは協会ホームページから ▶ <https://www.harassment.or.jp/>

■お問合せ

03-5276-6663



一般財団法人

日本ハラスメントカウンセラー協会

共催：一般財団法人 全日本情報学習振興協会

東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館1階
TEL:03-5276-6663 FAX:03-5276-0551

ハラスメント予防に向けた取り組みでは、相談窓口の設置が第1位で、ほぼ全社が設置済み

ハラスメントに関する相談窓口の設置は、すべての会社に義務付けられたもので、そのための相談員の育成は急務です。

本認定試験は、ハラスメント相談員に必要となる、ハラスメントの基礎知識から相談にのぞむ心構え、質問や、相談への対応などの知識を認定します。

参考書籍



【働き方改革検定】
認定ハラスメント
相談員 試験
公式テキスト

著：弁護士 坂東 利国

¥3,800（税抜）



【働き方改革検定】
認定ハラスメント
相談員Ⅰ種試験
精選問題集

発行：全日本情報学習振興協会

¥1,800（税抜）



認定ハラスメント
相談員 試験
実物形式問題集 vol.1

発行：全日本情報学習振興協会

¥1,800（税抜）

購入はアットインダスショップ
または、全国の書店にて可能です

<https://www.indus.co.jp/shop/>

試験要項

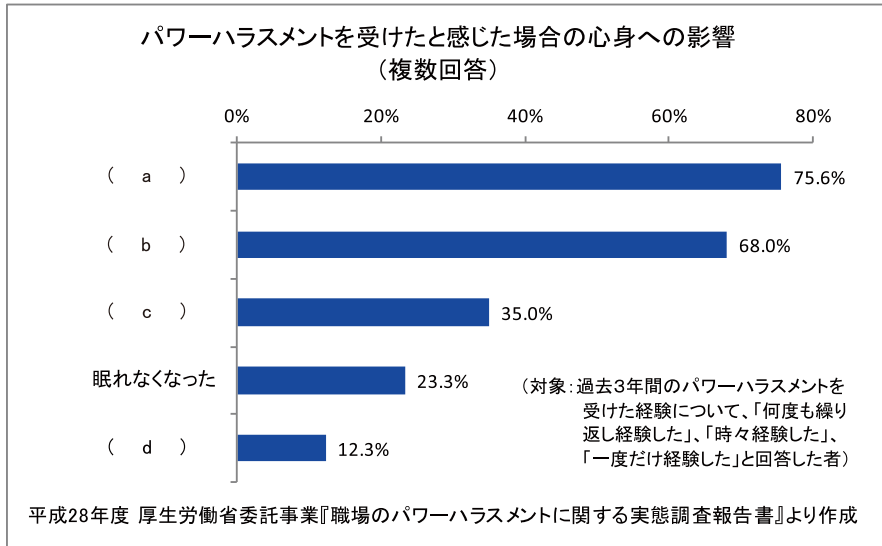
課題名		
午前課題 選択式	第1課題	職場におけるハラスメントの理解 (1) ハラスメント対策の必要性とハラスメントの現状 (2) セクシュアルハラスメントの理解 (3) 妊娠・出産等に関するハラスメントの理解 (4) パワーハラスメントの理解 (5) その他のハラスメントの理解 (6) ハラスメントの法的責任
	第2課題	ハラスメントを防止するために事業主が講ずべき措置 (1) 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置 (2) 性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置 (3) 妊娠・出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置 (4) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 (5) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
	第3課題	ハラスメント危機対応の全体像 (1) 相談窓口の設置 (2) 事実関係の確認 (3) 行為者・相談者への措置 (4) 苦情処理・和解調整 (5) 会社外の紛争処理手続き (6) 再発防止策の検討
	第4課題	ハラスメント相談員の実務① (1) 相談対応の重要性 (2) 相談対応後の流れ (3) 一次対応の留意事項 (4) 相談員の心構え (5) 相談者・行為者へのフォローアップ
	第5課題	ハラスメント関連事件の判例
午後課題 記述式	第6課題	ハラスメント相談員の実務② (1) ハラスメント相談メールへの返信 (2) ハラスメント電話相談への返答
制限時間		午前：120分 午後：90分
出題形式	午前試験	選択式設問 67問程度
	午後試験	記述式設問 2～3問程度
合格ライン		全体の70%正答 ※

※ただし、問題の難易度により調整し、正答率 70%以下でも合格とする場合があります。

※出題数・形式は変更となる場合があります。

過去問題に挑戦

問1. 次の図は、パワーハラスメントを受けたと感じた場合の心身への影響に関する調査において、回答率が高かった項目を順に並べたものである。グラフの項目a、b、c、dの説明として、適切なものを以下のアからエまでのうち1つ選びなさい。



ア . a は「怒りや不満、不安などを感じた」である。

イ . b は「通院したり服薬をした」である。

ウ . c は「特に影響はなかった」である。

エ . d は「職場でのコミュニケーションが減った」である。

正解：ア

問2. 職場におけるパワーハラスメントに関する以下のアからエまでの記述のうち、最も適切ではないものを1つ選びなさい。

ア . 部下の業務上のミスを厳しく叱責することがあったとしても、人格否定・人格攻撃の内容を含んでいたり、名誉感情をいたずらに害したり恐怖を感じさせるような言動でなければ、その態様が社会通念上相当でないとはいえないから、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

イ . 管理職である部下を退職させるために誰でも遂行可能な受付業務を行わせる場合や、内部通報した社員を新入社員と同じ職務に配置転換する場合などは、客観的な業務上の必要性が認められないか、またはその態様に社会通念上の相当性を認めたいから、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性が高い。

ウ . 社員の業務分担や時間外労働への配慮を目的として、家族や家庭の事情等をしつこく聞くことは、社員が嫌がり抗議した場合でも、客観的な業務上の必要性が認められることから、職場におけるパワーハラスメントには該当しない場合が多い。

エ . 指示に従わない部下を殴打する行為は、社会通念に照らして許容される範囲を超えるため、原則として職場におけるパワーハラスメントに該当する。

正解：ウ

問3. 下記のメールによる相談に対してのメールの回答を 800 字前後で記述しなさい。文中には「相談員の〇〇(あなたの名字)と申します。」を入れること。

※解答用紙は 1000 字分 (25 字 × 40 行) あります。マスを埋めることをあまり意識せず、通常の電子メールのイメージで、改行、行のアキを適宜入れて記述してください。

相談者：田中ひろし
年齢：23 歳
所属：販売部販売課 1 係

以下相談メール文

販売の田中といいます。
直属の上司の高橋係長とのことで相談します。
高橋係長は、私が夕方日報を提出すると、ちらっと見るだけでまるで投げて私にぶつけてきます。日報の書き方が悪いのか、聞いても「そんなこともわからないのか」と言って教えてくれません。きっかけは営業先の〇〇スーパーの店長から私の納品ミスに対するクレームが高橋係長に電話で来たことです。
それ以来高橋係長は私と口をきいてくれません。そして毎日日報を丸めてぶつけてきます。

◎「回答のポイント」は、協会ホームページにて公開中です。

<https://www.harassment.or.jp/questions.php>

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などにご利用下さい。

<https://www.harassment.or.jp/>



一般財団法人
日本ハラスメントカウンセラー協会

東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館1階
TEL:03-5276-6663 FAX:03-5276-0551